

# 大津市立小中学校のプール・飲料水の水質に係る環境衛生検査業務

## 仕様書

### 1 業務名

大津市立小中学校のプール・飲料水の水質に係る環境衛生検査業務

### 2 業務の目的

学校における児童生徒等及び職員に安全な水の供給することを目的とする。

### 3 大津市立小・中学校プール水質検査業務

(1) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (2) 業務内容

ア 検査期間 学校でプールを使用する期間内（6月中旬から7月中旬）

イ 内 容 ①遊離残留塩素、pH 値、大腸菌、一般細菌、有機物等、濁度

②循環器濾過装置処理水濁度

③総トリハロメタン

※詳細は、別紙参照

ウ 場 所 大津市立小学校35校（大小プールあり）

大津市立中学校17校（葛川中学校を除く。）

エ 検査回数 1校当たり1回

（検査の結果、不適となった場合の再検査料、当該校を訪問し回収する費用を含むものとする。詳細は（4）再検査を参照。）

#### (3) 検体回収・検査方法について

ア 検体回収については、受託業者が各校へ訪問して行うこと。なお、採水及び施設設備の衛生状態検査については、本市の学校薬剤師が実施する。

イ 回収日程は、学校教育課と調整して実施すること。

ウ 日程変更があった場合は、学校教育課と検体回収日程を再調整すること。

エ 令和8年5月29日（金）までに、各小中学校に下記の物品及び、採水後の保管方法等についての取扱説明書を配布すること。また、学校教育課にも学校に配布した物品と同様のものを5セット提出すること。

【予定物品等】依頼書、採水容器（滅菌容器はチオ硫酸ナトリウム 別称ハイポ）添加容器）、DPD錠剤（小学校8錠、中学校4錠）、高濃度用DPD試薬ディッパー（2回分）、保管・提出用袋、取扱説明書、他協議の上必要な物品

オ 検査結果が不適の場合は、速やかに学校教育課へ連絡し、再検査を実施すること。

カ 検査方法等詳細については、「学校環境衛生基準」に準拠すること。

#### (4) 再検査について

ア 再検査に伴う検体回収日程の調整は、学校教育課と行うこと。

イ 再検査時において日程変更があった場合は、学校教育課と検体回収日程を再調整すること。

ウ 再検査に必要な容器等の物品については、学校教育課から当該校に配布する。

エ 再検査に伴う学校への検体回収は、受託業者が当該校を訪問して行うこと。なお、採水については、本市の学校薬剤師が実施する。

- オ 再検査については、検査結果が不適であった項目のみ行うものとする。
- カ 再検査結果が不適の場合は、速やかに学校教育課に連絡すること。再々検査に伴う検査料、検体回収費等については、学校教育課と受託業者が協議の上、決定する。

(5) 結果報告について

- ア 検査結果は、次により報告すること。
  - ・各小中学校には、結果表を2部作成し、提出すること。
  - ・学校教育課には、全小中学校の業務終了後に施設結果一覧表を提出すること。
  - ・水質検査の施設結果一覧表について、全52校の一覧表を提出すること。
- イ 結果不適の場合は、その内容について至急学校教育課に連絡すること。

4 大津市立小・中学校飲料水水質検査業務

(1) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 業務内容

- ア 検査期間 令和8年8月21日から同年9月4日まで (予定)
- イ 内 容 遊離残留塩素、pH値、大腸菌、一般細菌、有機物等、濁度、色度、塩化物イオン、味、臭気
- ウ 場 所 下記3校を除く大津市立小学校34校 各校1か所  
石山小、田上小、瀬田南小の3校 各校2か所  
下記2校を除く大津市立中学校15校 各校1か所  
唐崎中、栗津中の2校 各校2か所
- エ 検査回数 1か所当たり1回  
(検査の結果、不適となった場合の再検査料、当該校を訪問し回収する費用を含むものとする。詳細は(4)再検査を参照。)

(3) 検体回収方法・検査方法について

- ア 検体回収については、受託業者が各校へ訪問して行うこと。なお、採水及び施設設備の衛生状態検査については、本市の学校薬剤師が実施する。
- イ 回収日程は、学校教育課と調整して実施すること。なお、回収日数は検査期間の5日間とする。
- ウ 日程変更があった場合は、学校教育課と検体回収日程を再調整すること。
- エ 令和8年8月17日(月)までに検体容器等検査に必要な物品を配布すること。
- オ 検査結果が不適の場合は、速やかに学校教育課へ連絡し、学校教育課と再検査の検体回収日程を調整すること。
- カ 検査方法等詳細については、「学校環境衛生基準」に準拠すること。

(4) 再検査について

- ア 再検査に伴う検体回収日程の調整は、学校教育課と行うこと。
- イ 再検査時において日程変更があった場合は、学校教育課と検体回収日程を再調整すること。
- ウ 再検査に伴う学校への検体回収は、受託業者が当該校を訪問して行うこと。なお、採水については、本市の学校薬剤師が実施する。
- エ 再検査については、検査結果が不適であった項目のみ行うものとする。
- オ 再検査結果が不適の場合は、速やかに学校教育課に連絡すること。再々検査に伴う検査料、検体回収費等については、学校教育課と受託業者が協議の上、決定する。

(5) 結果報告について

ア 検査結果は、次により報告すること。

- ・各小中学校には、結果表を2部作成し、提出すること。
- ・学校教育課には、全小中学校の業務終了後に施設結果一覧表を提出すること。
- ・飲料水の施設結果一覧表について、全54校の一覧表を提出すること。

イ 結果不適の場合は、その内容について至急学校教育課に連絡すること。

## 5 請求・支払いについて

- (1) 全業務終了後、請求時には、業務完了報告書、明細書を添付すること。
- (2) 適正な請求書を受領後、30日以内に支払う。

## 6 その他

仕様の細部及び仕様書に定めのない事項等については、別途、学校教育課と協議して定める。

1 大津市立小・中学校プール水質検査業務内容

| 内 容                                       | 小 学 校                                 | 中 学 校 | 検 体 数 |
|---|---------------------------------------|-------|-------|
| ①遊離残留塩素、PH値、大腸菌、<br>一般細菌、有機物等、濁度、施設設<br>備 | 70 検体<br>(小プール 35 検体)<br>(大プール 35 検体) | 17 検体 | 87 検体 |
| ②循環器濾過装置処理水濁度                             | 35 検体                                 | 17 検体 | 52 検体 |
| ③総トリハロメタン                                 | 35 検体                                 | 17 検体 | 52 検体 |

※上田上小学校及び仰木小学校のプールは使用しない。